

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県北谷町長

## 公表日

平成27年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>当町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること</li><li>・保険税の賦課・徴収に関すること</li><li>・被保険者への給付に関わること</li><li>・不当利得(返還金)に関わること</li><li>・レセプトの点検に関わること</li></ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、当町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険(税)システム</li><li>2. 国民健康保険(資格)システム</li><li>3. 国民健康保険(給付)システム</li><li>4. 収納消込/滞納管理システム</li><li>5. 団体内統合宛名システム</li><li>6. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"><li>(1)国民健康保険税賦課ファイル</li><li>(2)国民健康保険資格ファイル</li><li>(3)国民健康保険給付ファイル</li><li>(4)国民健康保険収納滞納ファイル</li></ol>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条</li></ol>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)  1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)  第1、2、3、4、5、19、20、25、33、39、43、44、46、49、53条</p> <p>※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定  ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。  ※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。  ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)  27、42、43、44、45の項  (別表第二省令における情報照会の根拠)  第20、25、26条</p> <p>※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 保健衛生課
②所属長	保健衛生課長 伊波 興勇
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成27年12月10日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成27年12月10日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

